

紙屋町・八丁堀周辺地区の歩道上における自転車駐車場整備及び管理運営事業者募集

質問回答一覧表

No	質問	回答
1	・現事業者以外が駐輪場を整備する際、どのような状態で引き渡しができるのでしょうか。 ・現在設置されている駐輪機器のほか、基礎や配管なども全て撤去されるとの認識でしょうか。	現事業者以外が駐輪場を整備する場合で、現在設置している駐輪施設を継続使用しない場合においては、現事業者において、現在設置されている駐輪機器のほか、基礎や配管など、道路占用物は全て令和6年3月31日までに撤去することとしています。
2	募集要領 別添1 P1 提出書類一覧 ・提出書類で代表者印が必要となる書式を教えてください。	現事業者以外が駐輪場を整備する場合で、現在設置している駐輪施設を継続使用する場合に提出いただく、「現事業者との継続使用に関する合意書（任意様式）」については、申請団体及び現事業者双方の代表社印を押し提出いただくこととなっています。 現事業者との継続使用に関する合意書以外の提出書類については、代表社印の押印は必要ありません。
3	募集要領 別添1 P1 提出書類一覧 ・書類提出において、代表者の委任状が必要な場合はありますか。	団体の代表者の委任状は必要ありませんが、団体の代表者に代わって使用者が書類を提出する場合は、書類提出時に、使用者であることが分かる資料（保険証等）で担当者による本人確認を行います。 郵送で提出の場合は、別途、担当者にご来庁いただき、本人確認をさせていただきます。
4	様式9 ・収支計画書は税込みでの記載で良いですか。	お見込みのとおりです。
5	募集要領 P4 3(3)④ その他 道路占用料 ・次年度以降の道路占用料の見込み額はどのくらいと想定されるでしょうか。	次年度以降の道路占用料の見込み額を示すことはできませんが、近年、道路占用料は上昇を続けているため、募集要領 P4 ④その他 道路占用料に直近の道路占用料を記載しているところです。 こうした状況も踏まえ、事業者において収支計画等に反映してください。
6	様式8 全般 ・用紙はA4 版とありますが「配置計画図」等の図面関係はA3 版でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	募集要項P1 1(3) 事業期間 ・事業期間満了（令和16年3月31日）以降の更新期間は1年毎でしょうか。	事業期間満了（令和16年3月31日）以降の更新期間は1年毎を想定しています。
8	様式8-6 ・長期駐輪の対応は、広島市市営駐輪場と同等基準の対応が必要でしょうか。 ・また、撤去した車両の保管場所は事業者で準備が必須との認識で良いですか。	駐輪場内の長期駐輪については、事業者において対応していただくこととなります。 長期駐輪への対応や撤去後の保管場所、保管場所での対応等については、事業計画書（6）（様式8-6）に記載してください。
9	募集要項 P2 3(2)③ 事業者の収入 ・直近3年間の収入をご教授いただけますでしょうか。 ・直近3年間の利用台数をご教授いただけますでしょうか。	収入、利用台数については、事業者の不利益になる恐れがあるため、開示できません。
10	募集要項 P3 3(3)①ア ・合意書の提出は、提案書と一緒に提出が必須でしょうか。 ・現事業者から変わる場合、機器の入替等が間に合わない等が発生する可能性があると思われれます。その場合一定期間、現事業者の機器を使用することになると思いますが、この場合の合意書は今回とは別に締結する認識でよろしいでしょうか。	現事業者以外が駐輪場を整備する場合で、現在設置している駐輪施設を継続使用する場合は、提案書等と一緒に合意書を提出いただくこととなります。 駐輪施設の具体的な引継等は、次期事業者選定後、事業者間で行っていただくこととなります。 なお、現事業者と次期事業者が変わる場合で、駐輪施設を継続使用しない場合においては、現事業者が駐輪施設を令和6年3月31日まで撤去・原状回復することとなっているため、次期事業者は、その後、駐輪機器を設置することとなります。 具体的な着手時期等においては、次期事業者選定後、調整を行うこととなります。
11	募集要項 P3 3(3)①イ ・全体での下限値は200台と思いますが、各駐輪場の下限値がありますか。 ・上限値はありますか。	各駐輪場毎の下限値は設けていません。 また、上限値については、全体、各駐輪場毎ともに設けていません。
12	募集要項 P3 3(3)①カ ・現在、電気・通信線が一部地中配管では無い箇所がありますが、今回も同じ認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	募集要項 P3 3(3)①カ ・機器を設置する土間・電気引込柱・プレーカー・埋設配管等は市が実施している認識でよろしいでしょうか。 ・現事業者が実施した内容だった場合は、合意書は必要でしょうか。	受給地点以降の施設においては、全て事業者が行うものとしています。 なお、受給点以降の施設において、一部でも現事業者から引き継ぐ場合は、合意書を提出ください。

紙屋町・八丁堀周辺地区の歩道上における自転車駐車場整備及び管理運営事業者募集

質問回答一覧表

No	質問	回答
14	募集要項 P3 3(3)②ア ・休止の期間は下記認識でよろしいでしょうか。 えびす講大祭 11/17～11/21 計5日間 とうかさん 木～月 計4日間	休止の期間は以下のとおりです。 えびす講大祭 11/17～11/21の計5日間 とうかさん 6月第1週の木、金、土、日、月曜日の計5日間（6月1日が土曜日の場合は第2週）
15	募集要項 P3 3(3)②イ ・広島市で使用可能な電子マネー、プリペイドカードの種類をご教授いただけますでしょうか。	電子マネー等については、以下をご参考ください。 市税事務所・税務室などの窓口における証明発行手数料等のキャッシュレス決済について - 広島市公式ホームページ 国際平和文化都市 (hiroshima.lg.jp)
16	募集要項 P4 3(4) 提案項目 ・様式8の使用するフォントやフォントの大きさの指定はありますか。 ・様式8の各項目でページ数の制限が無い場合は、複数枚作成してもよろしいでしょうか。 ・様式8の各項目でページ数の制限がある場合、イメージ図等は枚数制限に当たりますか。	記載する文字のフォントはMS明朝、フォントサイズは11ptを基本としてください。ただし、分かりやすい資料作成のため、一部変更することは構いません。 様式8において、ページ数の制限が無い場合は、複数枚作成しても構いません。また、イメージ図については、ページ数の制限には該当しません。
17	募集要項 P4 3(4) 提案項目 ・様式9にて全体の上限枚数はありますか。	様式9においては、上限枚数はありませんが、特記事項に記載のとおり、様式に従って記載してください。なお、様式に記載している内訳にあてはまらない費用がある場合は、新たに内訳を追加してください。
18	募集要項 P2 3(2)③ 事業者の収入 ・各駐輪場の直近5年間の売上、利用台数、プリペイドカード使用数、減免利用台数をご教示いただけますでしょうか。可能ならば毎月ごと、難しい場合は1年ごとをお願いいたします。	売上、利用台数、プリペイドカード使用数、減免利用台数については、事業者の不利益になる恐れがあるため、開示できません。
19	募集要項 P3 3(3)①イ ・配置間隔を順守すれば、上限または下限台数がないという認識でよろしいでしょうか。	上限台数はありませんが、下限台数については、募集要項 P3 3(3)①イに記載のとおりです。
20	募集要項 P3 3(3)①イ ・チェーン式駐輪機器につきまして、規格外の車両用に自転車の平置き車室として路上駐輪場で使用することが一般的にございます。そのような場合への対策として使用するのには差し支えないでしょうか。	募集要項 P3 3(3)①イに記載のとおりです。
21	募集要項 P3 3(3)①カ ・電気・通信に係る配管については、露出配管でも可能でしょうか。 ・電気引き込みについて事業者の工事区分という認識でよろしいでしょうか。	露出配管は可能と考えていますが、詳細は、実施時における道路管理者との道路占用許可に係る協議等において決定します。 電気引き込みについては、事業者で行っていただきます。
22	募集要項 P4 3(3)④ その他 ・道路占用料について、令和6年度以降の見込み額についてご教示いただくことは可能でしょうか。	次年度以降の道路占用料の見込み額を示すことはできませんが、近年、道路占用料は上昇を続けているため、募集要領 P4 ④その他 道路占用料に直近の道路占用料を記載しているところです。 こうした状況も踏まえ、事業者において収支計画等に反映してください。
23	募集要項 P5 3(4)③ウ 料金設定の考え方 ・減免料金の取り扱いは事業者提案事項の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	募集要項 P6 4(6) ・現在使用中の土間コンクリート、電気引込柱、ブレーカー、埋設配管の施工は市によるものでしょうか。市、事業者どちら場合でも、引き続き使用させていただくことは可能でしょうか。可能な場合使用料は発生するのでしょうか。	受給地点以降の施設においては、全て事業者が行うものとしています。 受給点以降の施設において、一部でも現事業者から引き継ぐ場合は、現事業者との合意書を提出ください。 施設使用に関する使用料等については、事業者で調整を行ってください。なお、道路占用物については、道路占用料が発生する場合があります。
25	募集要項 P6 5(1)①「①申請者は駐輪場の管理運営の実績がある法人で、…」 ・ジョイント方式の団体の場合、代表団体または構成団体どちらかに運営実績があれば差し支えないでしょうか。	ジョイント方式の団体で申請する場合、代表団体の管理運営実績が必要となります。

紙屋町・八丁堀周辺地区の歩道上における自転車駐車場整備及び管理運営事業者募集

質問回答一覧表

No	質問	回答
26	募集要領 別添1 P1 提出書類一覧 ・提出書類一覧に記載の書類で、捺印が必要な書類はないという認識でよろしいでしょうか。	現事業者以外が駐輪場を整備する場合で、現在設置している駐輪施設を継続使用する場合に提出いただく、「現事業者との継続使用に関する合意書（任意様式）」については、申請団体及び現事業者双方の代表社印を押印し提出いただくこととなっています。 現事業者との継続使用に関する合意書以外の提出書類については、代表社印の押印は必要ありません。
27	募集要領 別添1 P1 提出書類一覧⑧ 財務書類 ・財務書類について、当社の決算期が10月末のため提出となる12月初頭時点では最新年度分の財務書類が完成していない見込みです。その時点で提出できる最新年度の財務書類の提出でも差し支えないでしょうか。	その時点で提出できる最新年度の財務書類の提出で構いません。
28	募集要領 別添1 P2 提出書類一覧⑩ 広島市税について、未納がない旨の証明書 ・市税の納付義務がない場合は提出する必要がないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	募集要領 別添1 P2 提出書類一覧⑪ 有料駐輪場の運営実績、施工実績 ・件数が満たせていれば直近年度分だけでも問題ないという認識でよろしいでしょうか。	10件を超える場合は、10件までの記載で構いません。
30	事業計画書（1） ・提出枚数の上限規定について、イメージ図は別途という認識でよろしいでしょうか。	イメージ図については、ページ数の制限には該当しません。
31	事業計画書（3） ・提出枚数の上限規定が記載されておりませんが、上限枚数に制限がないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	資料 1 図面①中区本通10番 ・最も南東部分のシマ（1900×1600mm）において、現状はマスのうえにラックが固定的に設置されています。こちらに関しては引き続き固定的に設置しても差し支えないでしょうか。	現状と同等の設置内容であれば、可能と考えますが、詳細は、実施時における道路管理者との道路占用許可に係る協議等において決定します。